

赤 磐 市 営 住 宅

入居のご案内
— 令和 7 年度 —

申し込み・問い合わせ

赤磐市役所	建設事業部	建 設 課	TEL 086-955-1485
	赤 坂 支 所	産業建設課	TEL 086-957-4824
	熊 山 支 所	産業建設課	TEL 086-995-1217
	吉 井 支 所	産業建設課	TEL 086-954-1366

1 市営住宅とは

市営住宅とは住宅に困窮し、低所得者向けに安い家賃で賃貸し、生活の安定を図るため、市が国の補助を受けて建設した住宅です。

入居するには一定の資格（所得が基準内、住宅に困っている等）が必要です。

2 市営住宅の入居資格

- (1) 同居または同居しようとする親族（内縁関係・婚約者含む）がいること。
- (2) 申込者本人の住所若しくは勤務場所が赤磐市内に有する方、又は新たに赤磐市に居住する必要がある方で**地方税を滞納していない方**
- (3) 規定の収入基準内である方（申込者及び同居親族全員の所得の合計金額）

区分	収入基準（月額所得）
一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

※裁量世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- ① 入居者が60歳以上で、かつ同居者のいずれも60歳以上又は18歳未満からなる世帯
- ② 入居者又は同居者に次のア～クに該当する方が含まれる場合
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する方
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する方
 - ウ イに規定する精神障害の程度に相当する知的障害者の方
 - エ 戦傷病者手帳の交付を受け障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症、又は第1款症（旧第7項症）に該当する方
 - オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生大臣の認定を受けている方
 - カ 海外から引き揚げた5年未満の方
 - キ 国立ハンセン療養所に入所していた方
 - ク 小学校就学始期に達するまでの同居者がいる世帯

- (4) 現在住宅に困っている方
持ち家のある方、又は、公営住宅などの公的住宅に入居している方は、原則として入居申し込みはできません。
※ただし、雇用促進住宅に入居している方は除きます。

- (5) その他
家族を分割しての入居は原則としてできません。
多額の現金・預貯金・有価証券等の資産を保有されている方。
申込者本人・同居親族が暴力団員である場合は申し込みできません。

3 市営住宅の入居募集

募集準備ができた空き家から随時募集を行います。募集案内については、広報あかいわやホームページ等に掲載します。

申し込み多数の場合は抽選にて入居者の決定を行います。

4 市営住宅一覧

空き家が発生した場合に入居募集を行う団地

団地名	所在地	月額家賃	月額共益費	間取り	構造	建築年度	管理部署
坂辺団地	赤磐市坂辺100	13,200円～19,800円	5,000円	3DK	木造	H2～H3	赤坂支所 産業建設課
東窪田団地	赤磐市東窪田351	17,500円～29,100円	5,000円	3DK	耐二	H2～H4	赤坂支所 産業建設課
庄谷団地	赤磐市黒本170	12,500円～22,700円	—	3DK	耐二	S58～S59	吉井支所 産業建設課
福田団地	赤磐市福田320	11,800円～19,000円	—	3DK	木造	S62～H2	吉井支所 産業建設課
仁堀団地	赤磐市仁堀中858	15,200円～23,500円	—	3DK	木造	H5～H6	吉井支所 産業建設課

構造欄の略号 木造平屋建（木造）、耐火構造二階建（耐二）

5 市営住宅の申し込み

入居募集期間内に申込書と必要書類を添えて、お申し込み下さい。
申し込みは1世帯につき1団地に限ります。

必要書類（申込者及び同居親族全員）

① 住民票（外国籍の方は登録原票記載事項証明書）

② 収入を証明する書類

給与所得の方…所得証明書、源泉徴収票の写し、収入証明書

確定申告の方…確定申告書の写し

年金受給者… 所得証明書、公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書等
年金受給者証明書

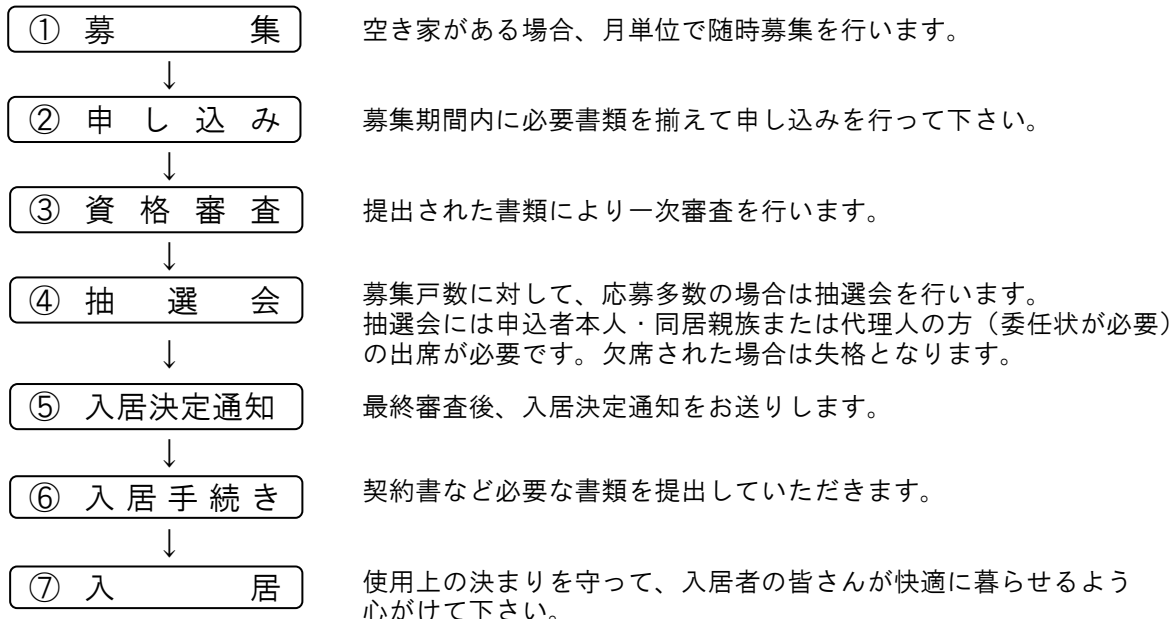
生活保護の方…生活保護の受給証明書

③ 納税証明書

④ その他

必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。

6 市営住宅への入居まで



7 優先入居

特に住宅に困窮している事情のある方が優先的に入居できるよう配慮した、入居者選考制度を設けています。

優先世帯	資 格
高齢者世帯	入居申込者が60歳以上であり、かつ同居者全員が60歳以上又は18歳未満の者
多子世帯	同居しようとする親族に18歳未満の児童が3人以上いる者
落選世帯	当該募集前に3回以上応募している者
母(父)子世帯	18歳未満の子を扶養している寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子。ただし、同居の親族に18歳以上の者で、経常的收入を得る職業に就いている者がいる者を除く。）
DV被害者世帯	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
犯罪被害者世帯	申込者本人または同居親族のうち一人が、犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかな方で被害を被ったことが警察等の証明で確認できる方

選考方法

○抽選による選考

優先入居対象者は2回、抽選することができます。

（一般の申込者が抽選会において抽選する回数は1回です）

8 入居後の注意事項

- (1) 市営住宅は、市民の大切な財産です。退去する日まで、住宅や共同施設は大切に使用してください。
- (2) 市営住宅は、入居者が共同生活を営む場所です。お互いに周りに迷惑をかけないようにしてください。
- (3) 観賞用の魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の動物(犬、猫、鳥等)を飼育することはできません(身体障害者介助犬を除く)。
- (4) 家族が増える場合やエアコン、インターネット回線の設置等、やむを得ず住宅を改造する場合等は、市への届出や承認を必要とする事項があります。必ず事前に住宅を管理する部署に確認と申請を行って下さい。
- (5) 家賃は必ず期限までに納めてください。3ヵ月以上滞納すると、住宅の明渡し請求を行います。
- (6) 翌年度の家賃を決定するため、収入申告書の提出が必要です。(毎年8月頃)提出されなかった場合、来年度の家賃が急激に上昇する場合がありますので、必ず提出しましょう。

9 特定公共賃貸住宅（特公賃）

公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得者の方を対象とした住宅のことです。
入居するには一定の資格（同居人、所得が基準内等）が必要です。

10 特公賃の入居資格

- （１）同居または同居しようとする親族（内縁関係・婚約者含む）がいること。
- （２）申込者本人の住所若しくは勤務場所が赤磐市内に有する方、又は新たに赤磐市に居住する必要がある方で地方税を滞納していない方
- （３）入居する同居家族全員の月額所得が158,000円から487,000円以下であること。
- （４）その他
家族を分割しての入居は原則としてできません。
申込者本人・同居親族が暴力団員である場合は申し込みできません。

11 特公賃の所在地

団地名	所在地	月額家賃	月額共益費	間取り	構造	建築年度	管理部署
安岡団地	赤磐市坂辺 1055番地18	50,000円	含家賃	4LDK	鉄骨 2階	H9	赤坂支所 産業建設課

12 特公賃の申し込み等について

「5 市営住宅の申し込み」及び「6 市営住宅への入居まで」と同じ内容で申し込み等を行います。